

令和4年8月3日から的大雨により被害を受けられた皆さまへ

保険契約の更新手続きに関する特別措置のお知らせ

令和4年8月3日から的大雨により被害を受けられました皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。当社では、下記の窓口におきまして、契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいの契約者の皆さまへ

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいの契約者の皆さまを対象に、更新手続き（契約のお申込みと保険料のお支払い）につきまして、災害救助法が適用された日から最大2ヶ月間猶予する特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望の皆さまは、下記の当社受付窓口までお申し出ください。

お客様相談室フリーダイヤル： 0120-936-269 （受付時間： 平日9：00～18：00）

【災害救助法適用地域と法適用日】

適用都道府県	適用地域	法適用日
山形県	米沢市(よねざわ し) 寒河江市(さがえ し) 長井市(ながい し) 南陽市(なんよう し) 西村山郡大江町(にしむらやま ぐん おおえ まち) 東置賜郡高畠町(ひがしおきたま ぐん たかはた まち) 東置賜郡川西町(ひがしおきたま ぐん かわにし まち) 西置賜郡小国町(にしおきたま ぐん おくに まち) 西置賜郡白鷹町(にしおきたま ぐん しらたか まち) 西置賜郡飯豊町(にしおきたま ぐん いいで まち)	8月3日
新潟市	村上市(むらかみ し) 胎内市(たいない し) 岩船郡関川村(いわふね ぐん せきかわ むら)	8月3日

適用都道府県	適用地域	法適用日
石川県	金沢市(かなざわ し) 小松市(こまつ し) 白山市(はくさん し) 加賀市(かが し) 能美市(のみ し) 野々市市(ののいち し) 能美郡川北町(のみ ぐん かわきた まち)	8月4日
<u>福井県</u>	<u>南条郡南越前町(なんじょう ぐん みなみえちぜん ちょう)</u>	<u>8月4日</u>

※下線部は今回追加分

以上